

マイナンバーとは・・・



マイナンバーで 何ができるの?

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号のこと

役所にある住民情報を
より正確かつ効率的に
活用できるようになるんだよ。



例えば、税務情報の名寄せや突合で
より正確な所得把握ができるよう
なり・・・

マイナンバーが必要な場面とは・・・



○社会保険料や税に関し、
公平な給付と負担の実現が図られる

平成28年1月以降、住民の皆さんの
年金、医療、介護、生活保護、児童手当などの
→社会保障関係の手続

税務署等に提出する書類への記載など
→税務関係の手続

被災者生活再建支援金の支給など
→災害対策に関する手続

役所関係の事務で必要となる大切なものです。

また、
○要援護者リストの整備などに
活用して災害対策にも役立つ